

第4期高崎市耐震改修促進計画の概要（案）

1. 計画策定の背景

平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、建築物の耐震化を強力に促進する必要があることから、平成25年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「法」という。）が改正され、市町村が計画を策定する場合の計画事項等が法定化されました。

2. 計画の目的と位置付け

国の基本方針等を踏まえるとともに、関連する計画との整合を図り、市内の建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進していくことを目的として、第4期高崎市耐震改修促進計画（計画期間：令和8年度～令和12年度）を策定します。

3. 対象建築物

種類		内容
住宅		戸建て住宅、マンション など
法対象建築物	第14条第1号	多数の者が利用する一定規模以上の建築物
	第14条第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
	第14条第3号	耐震化努力義務道路沿道建築物
耐震診断義務付け建築物	法附則第3条	不特定多数の者が利用する建築物で大規模なもの
	法第7条	耐震診断義務付け道路の沿道建築物
防災活動拠点施設		法対象外の市有建築物で、災害時の拠点施設としての機能を確保する必要がある施設

4. 耐震化の現状と目標

種類	現況：令和7年度	目標：令和12年度末
住宅	耐震化率：88.9%	耐震化率：95%
多数の者が利用する一定規模以上の建築物	耐震化率：93.4%	耐震化率：95%
耐震診断義務付け建築物の耐震化	残り2棟	引続き耐震化を促進

5. 耐震化を促進するための施策（抜粋）

（1）基本的な考え方

建物所有者が自ら取り組むべき問題として、自助努力のもと耐震化を進めることが重要です。本市では国や県と連携して耐震化を行いやすい環境の整備や、情報発信、負担軽減のための制度創設など必要な取り組みを総合的に推進します。

（2）周知・啓発活動

- ・インターネットやパンフレットを活用した耐震化に関する情報提供
- ・ハザードマップの作成・配布
- ・耐震相談会における周知・啓発活動 など

（3）耐震化の促進を図るための支援策

- ・木造住宅の耐震化事業補助
- ・耐震改修計画の認定基準の緩和及び容積率・建ぺい率の特例 など

（4）耐震化を促進するための環境整備

- ・市民相談体制の充実
- ・耐震診断技術者の育成等の協力
- ・自主防災組織の結成推進 など

（5）法に基づく指導等による耐震化

- ・耐震改修促進法による指示等の実施
- ・建築基準法による勧告又は命令等の実施 など

（6）その他の安全対策

- ・落下物の安全対策
- ・エレベーター・エスカレーターの地震対策
- ・ブロック塀等の安全対策 など

6. その他建築物の耐震化促進に関する事項

- ・定期報告制度との連携
- ・事業を通じた耐震化
- ・不動産取引を通じた耐震化
- ・新築の耐震化 など